



吉野川市学校再編計画 (素案)

吉野川市教育委員会

目次

はじめに	・・・	1
I 計画策定に当たって	・・・	2
1 計画策定の背景	・・・	2
2 学校教育の状況	・・・	3
3 学校再編の必要性	・・・	5
II 基本的な考え方	・・・	7
1 基本方針	・・・	7
2 再編の基準	・・・	7
（1）目指すべき学級数	・・・	7
（2）通学方法・距離から見た適正配置	・・・	8
（3）再編対象校の要件	・・・	9
3 校区の見直し及び学校選択制の導入	・・・	10
III 小・中学校再編計画	・・・	11
1 計画の構成と計画期間	・・・	11
2 小学校の再編計画	・・・	11
（1）鴨島地区	・・・	11
（2）川島地区	・・・	12
（3）山川地区	・・・	13
（4）美郷地区	・・・	14
3 中学校の再編計画	・・・	14
（1）鴨島地区	・・・	14
（2）川島地区	・・・	15
（3）山川・美郷地区	・・・	15
4 全体スケジュール	・・・	16
5 跡地・跡施設の活用	・・・	17
IV 幼稚園再編について	・・・	17
1 幼保一体化への取組	・・・	17
2 学校再編との関係	・・・	17

はじめに

学校再編計画策定の背景には、吉野川市においても小・中学校が小規模化している状況があります。当面の推計を見ると、児童・生徒数が増加傾向にあったり、減少の傾向が緩やかであったりする学校もありますが、今後も少子化傾向が続くことが予測されることから、中・長期的展望に立って教育環境を整備するためには、市としての学校再編計画を策定する必要があると考えます。

平成22年度から教育委員会事務局に内部検討組織を立ち上げて、具体的な検討を開始し、平成23年9月には市立小・中学校の適正規模・適正配置についての基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

同年11月には教育委員会の諮問機関である吉野川市学校再編計画策定委員会を設置し、吉野川市立の小学校及び中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方と具体的な再編について諮問しました。

策定委員会は平成24年11月までの間に10回の審議を重ね、同年12月に教育委員会に対して答申を提出していただきました。

教育委員会は、策定委員会での議論や答申の内容を真摯に受け止め、これを尊重しながらも、更に検討を加え、学校再編計画の素案を作成しました。

今後、保護者や地域住民の皆様の御理解と御協力を得ながら、学校再編計画を進めることとします。

I 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 教育環境の変化

高度情報化社会の到来，国際化の進展，産業構造の変化など，社会情勢が大きく変わってきた現在，未来を担う子どもたちを育む教育の重要性はますます高まっています。吉野川市でも学校教育においては，子どもたちがこういった社会の変化に主体的に対応して，自他を尊重し，共生意識を深め，これからの社会をたくましく生きる力を育むために，基礎的・基本的な教育の定着を図り，自ら考え，主体的に行動できる「確かな学力」，思いやりの心をはじめとした「豊かな人間性」，たくましく生きるための「健康や体力」など，「生きる力」の育成が必要となっています。

(2) 年少人口の減少

国勢調査によると，本市の年少人口（0～14歳）は，平成2年から平成22年までの20年間で8,670人から5,046人へと3,624人（41.8%）減少しています。

また，国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した市町村別の将来推計人口によると，本市の年少人口は平成22年から平成52年までの30年間で更に2,482人（49.2%）減少すると予測されています。年少人口の減少は，学校の小規模化に直結する事象です。

(3) 教育政策の指針

平成18年12月に教育基本法が改正され，地方公共団体は国が定める「教育振興基本計画」を考慮した「教育振興計画」を定めるよう努めることとされました。

これを受けて，本市においても教育行政の方向性及び基本的な施策と目標を明らかにすることを目的に，平成21年3月に教育振興計画を策定しています。

この中で，学校再編については，「将来を担う子どもたちにより望ましい教育環境を整えるため，学校の適正規模・適正配置の推進に関して，具体的な内容を検討する。」と明記し，平成22年度から学校再編の検討に着手しました。

(4) 他の施策の取組

少子化傾向が続く中、乳幼児医療費助成の対象年齢拡大と所得制限撤廃、子育て支援センターやファミリーサポートセンターの設置、病児・病後児保育など本市独自の施策を展開し、子育て世代を支援しています。

その他、新婚世帯家賃補助事業、企業立地促進奨励金制度の適用拡大や固定資産税課税免除など優遇措置を設け、生産年齢人口（15～64歳）の増加、引いては少子化の抑制を目指しています。

こういった施策の成果は、すぐには現れにくいものですが、引き続き取り組んでいかなければなりません。

2 学校教育の状況

(1) 児童・生徒数，学級数

① 過去の推移状況

平成5年度から平成25年度までの20年間の小学校の推移を見ると、児童数は3,463人から2,003人へと1,460人(42.2%)減少、通常学級数は134学級から99学級へと35学級(26.1%)減少しています。

同じ期間の中学校の推移を見ると、生徒数は1,918人から961人へと957人(49.9%)の減少、通常学級数は55学級から34学級へと21学級(38.2%)減少しています。これは、平成18年度に県立川島高等学校との中高一貫校として県立川島中学校が設立され、平成25年度には本市から103人が通学していることも影響していると考えられます。

② 今後の推計

小学校では平成26年度から2校、平成30年度から更に1校が複式学級に該当する児童数になると予想され、中学校では平成36年度から1校が1学年1学級のいわゆる単学級が発生する生徒数になると予想されます。

本市全体としては小規模化が進む傾向と言えますが、中には児童数が増加する小学校や児童・生徒数がほぼ横ばいの学校もあります。

(2) 通学距離，通学時間

① 小学校の現状

平成23年9月に本市教育委員会事務局が実施した学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、小学校までの通学距離は1キロメートル未満が回答者の36.9%，1～2キ

ロメートル未満が41.9%となっており、2キロメートル未満で8割近く（78.8%）を占めています。また、回答者の9割近く（88.2%）が徒歩で通学しています。

徒歩で通学する児童の通学時間は、約半数（49.6%）が15分未満で通学しており、15～30分未満と合わせると約9割（91.7%）を占めています。徒歩以外では、15分未満が76.8%、15～30分未満と合わせると約9割（92.1%）を占めています。

現在は種野小学校への通学支援として、スクールバスを2台運行しています。

② 中学校の現状

アンケート調査では、中学校までの通学距離は1キロメートル未満が回答者の21.2%、1～2キロメートル未満が32.6%、2～3キロメートル未満が24.9%となっており、3キロメートル未満で8割近く（78.7%）を占めています。また、回答者の92.3%が自転車で、4.9%が徒歩で通学しています。

徒歩又は自転車で通学する生徒の通学時間は、15分未満が64.9%、15～30分未満が33.4%となっており、30分未満で98.3%を占めています。徒歩・自転車以外では、15分未満が46.2%、15～30分未満が42.3%となっており、30分未満で9割近く（88.5%）を占めています。

現在は美郷地区から山川中学校への通学支援として、スクールバスを1台運行しています。

（3）学校施設

① 耐震化の状況

平成24年度に全ての学校施設の耐震改修工事が完了しており、今後は、天井材・照明設備などの非構造部材の耐震対策に取り組むこととなります。

② 老朽化の状況

本市の学校施設は、昭和40年代に建築された校舎が5小学校、昭和50年代が7小学校・2中学校あり、小学校14校のうち12校、中学校4校のうち2校が30～40年を経過しています。

また、屋内運動場（体育館）は、昭和40年代に建築されたものが5小学校・1中学校、昭和50年代が5小学校あり、小学校14校のうち10校、中学校4校のうち1校が30～40年を経過しています。

本市の鉄筋コンクリート造の目標耐用年数を60年と設定すると、平成39年度には1小学校の校舎の改築時期が到来します。続いて、平成41年度から平成45年度までの間には2小学校、平成46年度から平成50年度までの間には6校（5小学校・1中学校）、平成51年度から平成55年度までの間には5校（4小学校・1中学校）の改築時期が到来します。

3 学校再編の必要性

(1) 児童・生徒数、学級数の減少と学校教育への影響

学校教育は、集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会があることが望まれます。

児童・生徒数の減少や学級数の減少が学校教育に及ぼす影響について、文部科学省が作成した資料には、次のようにまとめられています。

① 学習面

小規模な学校では、きめ細かな指導が行いやすく、児童・生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすいといった利点がありますが、ともに努力してよりよい集団を目指す学級間の相互啓発がなされにくい、運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい、中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい、児童・生徒数、教職員が少ないためグループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など多様な学習・指導形態を取りにくい、部活動等の設置が限定され選択の幅が狭まりやすいといった課題があります。

② 生活面

小規模な学校では、児童・生徒相互の人間関係が深まりやすく、異学年間の縦の交流が生まれやすいといった利点がありますが、クラス替えが困難なことなどから人間関係や相互の評価等が固定化しやすい、集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある、切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい、組織的な体制が組みにくく指導方法等に制約が生じやすいといった課題があります。

③ 学校運営面

小規模な学校では、全教職員間の意思疎通が図りやすく相互の連携が密になりやすいといった利点がありますが、教職員数が少ないため経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい、学年別や教科別の教職

員同士で学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくいといった課題があります。

④ その他

小規模な学校では、保護者や地域社会との連携が図りやすいといった利点がありますが、PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすいといった課題があります。

本市においても、前述のとおり学校の小規模化が現れており、こういった課題を解消するためには、国が定める標準的な学校規模に近づけることが重要であり、その方策の一つとして学校再編を検討する必要があります。

また、標準に満たない場合において、教育条件の向上を図る観点から、特に克服が求められる課題として、「複式学級の解消」、「免許外指導の解消」、「クラス替えを可能にすること」、「部活動やクラブ活動等の充実」が例示されています。

(※部活動は授業時間に当てはまらない任意の活動であり、クラブ活動は時間割に組み込んで行う特別活動です。)

(2) 学校施設の整備

建築後60年を改築時期とすると、前述のとおり平成39年度から、順次、改築時期が到来します。中でも、平成46年度から平成55年度までの10年間に11校の校舎の改築時期が集中し、校舎以外では体育館は平成40年度から、プールは平成38年度から、改築時期を迎えることとなります。

このように一定の期間に相当数の学校施設を改築することは、財政的に困難であると言わざるを得ません。

施設の老朽化による教育環境の低下を招かないためにも、学校再編を検討する必要があります。

II 基本的な考え方

1 基本方針

吉野川市学校再編計画は、特に次の点に留意して作成するものとします。

- (1) 学校の再編は、児童・生徒にとって望ましい教育環境を実現するためのものであること。
- (2) 計画の内容は、通学距離や通学時間はもとより、通学途上の安全確保に十分配慮し、保護者や地域住民の理解と協力が得られるものであること。
- (3) 学校施設の整備に当たっては、既存施設を最大限有効活用し、防災上の安全性に配慮するとともに、情報化などこれからの新しい教育に対応できるものとする。
- (4) 計画の対象は、市立の小学校及び中学校とすること。市立幼稚園は、別に定めた吉野川市幼保再編構想により、市立保育所とともに認定こども園として整備し、幼保一体化を目指すものとする。

2 再編の基準

吉野川市学校再編計画は、現在学校別に推計しうる平成31年度の小学校児童数及び平成37年度の中学校生徒数を見据えた上で、次の基準に基づき作成するものとします。

(1) 目指すべき学級数

① 小学校

本市が目指すべき1学年当たりの学級数は、クラス替えができる2～3学級とします。ただし、再編によって校区が広域化し過ぎる場合は、適正配置の観点から調整し、その結果、1学年1学級のいわゆる単学級が生じてもやむを得ないものとします。

学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）では、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とすると定めており、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（以下「施行令」という。）でも同様に、おおむね12学級から18学級までを適正な規模と規定しています。

これらが全て通常学級である場合は、1学年あたりは2学級以上3学級以下となります。

また、施行規則には「ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」という規定があることと、施行令には「統合後の学校の学級数が条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果その他の事情を考慮して適当と認めるときは、条件に適合するものとみなす。」という規定があることなどを参考にして、上記のとおり基準を定めます。

② 中学校

本市が目指すべき1学年当たりの学級数は、3学級以上とします。ただし、再編によって校区が広域化し過ぎる場合は、適正配置の観点から調整し、その結果、1学年2学級になってもやむを得ないものとします。

中学校においても、小学校と同様に12学級以上18学級以下と規定されています。これらが全て通常学級である場合は、1学年あたりは4学級以上6学級以下となりますが、前述のとおり「ただし書」や「みなし規定」があることなどを参考にして、上記のとおり基準を定めます。

(2) 通学方法・距離から見た適正配置

① 小学校

小学校の通学方法は、原則として徒歩とし、その通学距離はおおむね2キロメートル以内とします。これを超える場合は、通学支援を検討します。

施行令では、小学校の通学距離はおおむね4キロメートル以内が適正であるとされています。

こうした規定や地勢を参考にして、上記のとおり基準を定めます。

また、再編に伴い通学距離が徒歩通学の基準を超える場合は、通学支援を検討することとします。

② 中学校

中学校の通学方法は、原則として徒歩又は自転車とし、その通学距離はおおむね5キロメートル以内とします。これを超える場合は、通学支援を検討します。

施行令では、中学校の通学距離はおおむね6キロメートル以内が適正であるとされています。

こうした規定や地勢を参考にして、上記のとおり基準を定めます。

また、再編に伴い通学距離が徒歩・自転車通学の基準を超える場合は、通学支援を検討することとします。

(3) 再編対象校の要件

次の要件に該当する学校は、再編を検討することとします。

- ・ 小学校においては複式学級が、中学校においては単学級が生じると見込まれる学校
- ・ 改築を検討する学校

「(1) 目指すべき学級数」において、再編の基準としての規模を定めましたが、小学校においては複式学級が、中学校においては単学級が生じるとは、教育環境の観点から望ましい状況とは言えません。よって、これらが生じると見込まれる学校は、再編に向けて検討することとします。

また、改築を検討する学校は、改築以外の選択肢として再編を検討することとします。

3 校区の見直し及び学校選択制の導入

本市において、小・中学校の校区は、現行の校区を変更せずに、再編後の学校の校区を構成することとします。
また、学校選択制は導入しないこととします。

本市では、住民基本台帳に記載された住所地によって各学校の校区を定めています。

指定された就学校（指定学校）については、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、本市教育委員会が相当と認める時には、市内の他の学校に変更することができる指定学校変更申立制度があります。

これに対して、教育委員会が就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる学校選択制がありますが、本市では導入していません。

こうした現行制度を踏まえた上で、学校再編に際しては上記のとおり校区を変更せず、また、学校選択制は導入しないこととします。

Ⅲ 小・中学校再編計画

1 計画の構成と計画期間

学校再編計画の第1期計画は、おおむね10年で実施します。

第2期計画については、第1期計画の進捗状況、児童・生徒数の推移、施設の状態及び地勢等を勘案しながら策定するものとします。

また、国の制度改正など計画に大きな影響を与える状況が生じた場合は、必要に応じて計画を見直すこととします。

2 小学校の再編計画

(1) 鴨島地区

○ 上浦小学校，牛島小学校，森山小学校

第1期計画の期間中に、鴨島東中学校の場所に再編します。

上浦小学校は、児童数が減少傾向にあり、平成30年度には複式学級が生じる児童数まで減少する見通しであることと、森山小学校も減少傾向にあることから、牛島小学校と合わせて、3校の中心部において1校に再編します。

	[平成25年度]		[平成31年度推計]
[上浦小学校]	102人・6学級	⇨	63人・5学級
[牛島小学校]	119人・6学級	⇨	118人・6学級
[森山小学校]	134人・6学級	⇨	110人・6学級

※ 学級数は通常学級のみ

○ 鴨島小学校，飯尾敷地小学校，西麻植小学校，知恵島小学校

第1期計画の期間中は，現行どおり存続します。
今後の在り方については，第1期計画が終了するまでに，児童数の推移，
施設の状態及び地勢を勘案して検討します。

飯尾敷地小学校は，児童数は減少傾向にあるものの，他の3校はほぼ横ばい又は増加傾向にあることと，近い将来，都市計画区域の線引きが見直された場合に人口動態が予測困難であることから，第1期計画の期間中は現行どおり存続し，今後の経過を注視することとします。

	[平成25年度]		[平成31年度推計]
[鴨島小学校]	393人・13学級	⇔	360人・13学級
[飯尾敷地小学校]	182人・6学級	⇔	130人・6学級
[西麻植小学校]	124人・6学級	⇔	126人・6学級
[知恵島小学校]	121人・6学級	⇔	134人・6学級

(2) 川島地区

○ 川島小学校，学島小学校

第1期計画の期間中は，現行どおり存続します。
今後の在り方については，第1期計画が終了するまでに，児童数の推移，
施設の状態及び地勢を勘案して検討します。

川島小学校は，児童数は減少傾向にあるものの，一定の児童数を保っています。学島小学校は，児童数はほぼ横ばいであることから，第1期計画の期間中は現行どおり存続し，今後の経過を注視することとします。

	[平成25年度]		[平成31年度推計]
[川島小学校]	236人・12学級	⇔	210人・8学級
[学島小学校]	116人・6学級	⇔	123人・6学級

(3) 山川地区

○ 山瀬小学校

第1期計画の期間中は、現行どおり存続します。
今後の在り方については、第1期計画が終了するまでに、児童数の推移、
施設の状態及び地勢を勘案して検討します。

山瀬小学校は、児童数は減少傾向にあるものの、一定の児童数を保っていることと、再編する相手校として川田地区を含めると校区が著しく広域となることから、第1期計画の期間中は現行どおり存続し、今後の経過を注視することとします。

	[平成25年度]		[平成31年度推計]
[山瀬小学校]	253人・11学級	⇔	193人・7学級

○ 川田小学校，川田中小学校，川田西小学校

第1期計画の期間中に、川田中小学校の場所に再編します。

川田中小学校と川田西小学校は、平成26年度には複式学級が生じる児童数に減少する見通しであり、最優先で学校再編を実施する必要があることから、川田地区の中心部において1校に再編します。

	[平成25年度]		[平成31年度推計]
[川田小学校]	70人・6学級	⇔	70人・6学級
[川田中小学校]	69人・6学級	⇔	61人・5学級
[川田西小学校]	59人・6学級	⇔	48人・4学級

(4) 美郷地区

○ 種野小学校

第1期計画の期間中に、川田中小学校の場所に再編します。

種野小学校は、既に複式学級になる児童数まで減少しており、最優先で学校再編を実施する必要があります。

	[平成25年度]		[平成31年度推計]
[種野小学校]	25人・3学級	⇨	22人・3学級

3 中学校の再編計画

(1) 鴨島地区

○ 鴨島東中学校，鴨島第一中学校

第1期再編計画の期間中に、鴨島第一中学校の場所に再編します。

鴨島東中学校は、平成36年度には単学級が生じる生徒数に減少する見通しであり、学校再編を実施する必要があります。

	[平成25年度]		[平成37年度推計]
[鴨島東中学校]	168人・7学級	⇨	128人・4学級
[鴨島第一中学校]	372人・12学級	⇨	341人・10学級

※ 学級数は通常学級のみ

※ 平成37年度の推計は、市立小学校の卒業生全員が市立中学校へ進学すると仮定

(2) 川島地区

○ 市立川島中学校

第1期計画の期間中は、現行どおり存続します。
今後の在り方については、第1期計画が終了するまでに、生徒数の推移、
施設の状態及び地勢を勘案して検討します。

市立川島中学校は、生徒数はほぼ横ばいで、平成37年度でも一定数を保ち、当面は1学年当たり2学級を維持できる見込みであることから、第1期計画の期間中は現行どおり存続し、今後の経過を注視することとします。

〔平成25年度〕 〔平成37年度推計〕
〔市立川島中学校〕 164人・6学級 ⇔ 161人・6学級

(3) 山川・美郷地区

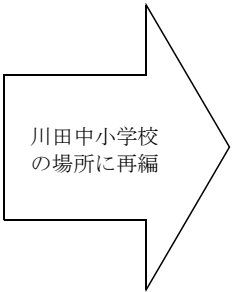
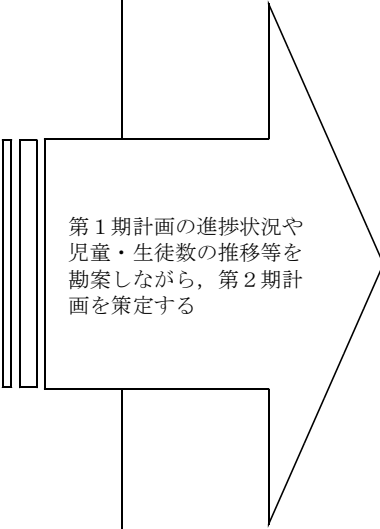
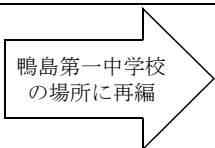
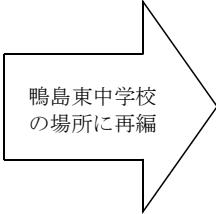
○ 山川中学校

第1期計画の期間中は、現行どおり存続します。
今後の在り方については、第1期計画が終了するまでに、生徒数の推移、
施設の状態及び地勢を勘案して検討します。

山川中学校は、生徒数は減少傾向にあるものの、平成37年度でも一定数を保ち、当面は1学年当たり2学級を維持できる見込みであることから、第1期計画の期間中は現行どおり存続し、今後の経過を注視することとします。

〔平成25年度〕 〔平成37年度推計〕
〔山川中学校〕 257人・9学級 ⇔ 198人・6学級

4 全体スケジュール

学 校 名	第1期計画（おおむね10年）	第2期計画
川 田 小 学 校	 <p>川田中小学校の場所に再編</p>	 <p>第1期計画の進捗状況や児童・生徒数の推移等を勘案しながら、第2期計画を策定する</p>
川 田 中 小 学 校		
川 田 西 小 学 校		
種 野 小 学 校		
鴨 島 東 中 学 校	 <p>鴨島第一中学校の場所に再編</p>	
鴨 島 第 一 中 学 校		
上 浦 小 学 校	 <p>鴨島東中学校の場所に再編</p>	
牛 島 小 学 校		
森 山 小 学 校		
鴨 島 小 学 校		
飯尾敷地小学校		
西麻植小学校		
知恵島小学校		
川 島 小 学 校		
学 島 小 学 校		
山 瀬 小 学 校		
市立川島中学校		
山 川 中 学 校		

5 跡地・跡施設の活用

学校は、地域コミュニティの中心的役割を担ってきた長い歴史があります。

また、ほとんどの学校の体育館や運動場は、現在、地域のスポーツの場として利用されているとともに、災害時には避難場所としての役割を担っています。

そこで、再編後の跡地・跡施設の活用方法については、まず地域住民の意向を聞き、施設の状況等を考慮しながら活用方法を検討することとします。

IV 幼稚園再編について

1 幼保一体化への取組

幼保再編については、国の制度改革を含む包括的・一体的な制度の検討動向を見極めつつ、幼稚園と保育所が連携した吉野川市モデルというべき新たな運営方法などについて検討を重ね、平成24年2月に「吉野川市幼保再編構想」を策定、計画的に幼保再編と併せて幼保の一体化を進めることとしました。

この結果、平成26年4月には、川島幼稚園、学島幼稚園、川島東保育所、川島西保育所及び川島乳児保育所を再編した「川島こども園」が開園されます。

今後の幼保再編については、幼稚園舎と小学校校舎が一体となっている施設もあるため、学校再編との関係などについて調整する必要があります。

2 学校再編との関係

幼稚園は、保育所とともに就学前施設として幼保一体化を目指していますが、小学校との連携も重要であることから、幼保再編構想と学校再編計画は相互に連携を図りながら進める必要があります。